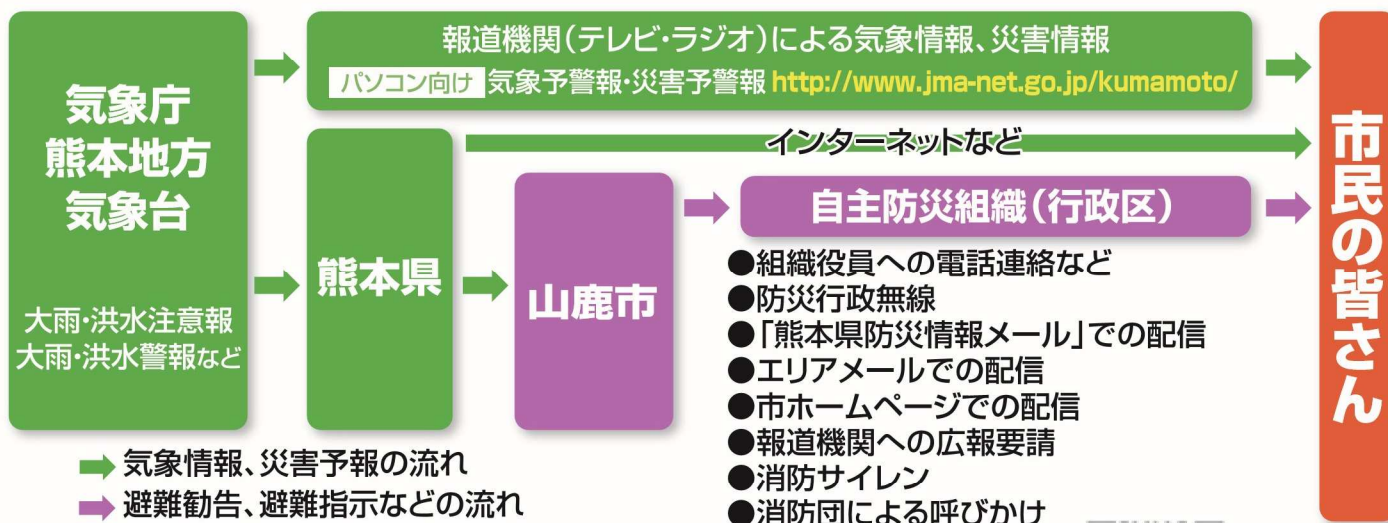


防災対策

市民の皆さんのご協力をお願いします。

気象情報・防災情報などの流れ

災害に関する注意報や警報が発表されたら、市からの情報に注意してください。



熊本県防災情報メールサービス

あなたのケータイへ安心を届けます



登録用メールQRコード

避難の準備

情報の種類	発令時の状況	市民に求める行動
(1) 自主避難	●災害の危険が迫っていると自ら判断した場合の避難となります。	●必要に応じて市が開設する自主避難所に避難してください。 ●避難中の食事や生活必需品はご自分で用意してください。
(2) 避難準備・高齢者など避難開始	●避難するのに時間を要する災害時要援護者は、避難を始めなければならない状況です。 ●災害による人的被害が発生する可能性が高まっている状況です。	●高齢者、障がい者、傷病者など支援が必要な人(災害時要援護者)は支援者とともに避難所へ早めの避難を始めてください。 ●非常時持出品を用意するなどいつでも避難できるように準備してください。
(3) 避難勧告	●通常の避難ができる方についても避難を始めなければならない状況です。 ●災害による人的被害が発生する可能性がさらに高まっている状況です。	●避難所へ速やかに避難を始めてください。
(4) 避難指示	●災害の前兆現象の発生や切迫した状況から、人的被害が発生する可能性が非常に高まっている状況、または実際に人的被害が発生した状況です。	●避難中の人は確実に避難を完了してください。 ●いまだに避難していない人は、直ちに避難所へ避難を始めてください。 ●避難の時間的な余裕がない場合は生命を守る最低限の行動をとってください。

※危険性が高い場合、いきなり「避難指示」が発令されることもあります。

災害が発生するおそれがあるときの避難行動

避難は災害から命を守るための行動です。大雨等による災害から身を守る避難行動は、従来、避難勧告などの発令時に行う避難所への避難が一般的でしたが、今後は次の全ての行動を避難行動とします。

- 1 市が開設する避難所への避難
- 2 警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難(親戚や友人の家等)
- 3 近隣の強固で高い建物等への移動
- 4 建物内の安全な場所での待避(家屋内の垂直避難)
やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策には斜面と反対方面の高い階への移動が有効です。

屋外が安全で移動できる状態のとき

屋外が危険な状態などのとき

※特に、河川氾濫の浸水区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、皆さんが早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることになります。